

10 衛生・環境

医療施設数、衛生監視対象施設数、主要死因別死亡数、ごみ収集量、公害など

練馬区勢
図表

土地
気象
人口

国勢調査

経済
センサス

工業統計
調査

農 業

行財政
議会

区施設利
用状況
区民相談

福祉
社会保障
教育

衛生
環境

土木施設
みどり

区民の
暮らし
関連

警察
消防
防災

特別区勢
一覧

表144 医療施設数および病床数

(各年3月31日現在)

年	病 院		診 療 所				歯科診療所	助産施設
	施設数	病床数	施 設 数			病床数		
			計	有床	無床			
平成 31 年	20	3,096	568	16	552	221	455	31
令和 2 年	19	3,038	576	15	561	202	454	39
3 年	18	3,009	580	13	567	175	457	37
4 年	18	3,101	586	11	575	144	455	37
5 年	19	3,434	592	11	581	144	450	41

注：病院については、令和4年6月1日を基準日として東京都福祉保健局が編集・発行した「医療機関名簿 令和4年」による。
資料：健康部生活衛生課、東京都保健医療局「医療機関名簿 令和4年」

表145 町別病院数および診療所数

(令和5年3月31日現在)

町 名	計	病院	一 般 診 療 所			歯 科 診 療 所	町 名	計	病院	一 般 診 療 所			歯 科 診 療 所
			計	有床	無床					計	有床	無床	
総 数	1,061	19	592	11	581	450							
旭 丘	19	1	10	-	10	8	土 支 田	19	-	12	1	11	7
小 竹 町	20	-	12	-	12	8	富 士 見 台	13	-	6	-	6	7
栄 町	19	1	9	-	9	9	南 田 中	7	-	5	-	5	2
羽 沢	5	-	3	1	2	2	高 野 台	32	2	17	-	17	13
豊 玉 上	8	-	4	-	4	4	谷 原	9	-	6	-	6	3
豊 玉 中	6	-	2	-	2	4	三 原 台	6	-	4	-	4	2
豊 玉 中 南	7	1	3	-	3	3	石 神 井 町	77	-	42	-	42	35
豊 玉 北	55	-	33	-	33	22	石 神 井 台	29	-	16	-	16	13
中 村	10	-	6	-	6	4	上 石 神 井	38	-	20	-	20	18
中 村 南	6	-	5	-	5	1	上 石 神 井 南 町	-	-	-	-	-	-
中 村 北	27	1	16	-	16	10	下 石 神 井	12	-	7	-	7	5
桜 台	39	-	21	2	19	18	立 野 町	4	-	3	-	3	1
練 馬	37	1	23	-	23	13	関 町 東	5	-	3	-	3	2
向 山	3	-	-	-	-	3	関 町 北	41	2	20	-	20	19
貴 井	41	-	22	-	22	19	関 町 南	15	2	8	-	8	5
錦 台	3	-	3	-	3	-	東 大 泉	103	3	57	1	56	43
氷 川	16	-	10	-	10	6	西 大 泉 町	-	-	-	-	-	-
平 和	18	-	12	-	12	6	西 大 泉 町	15	-	10	-	10	5
早 宮	25	-	12	1	11	13	南 大 泉	28	-	12	-	12	16
春 日 町	36	-	19	1	18	17	大 泉 町	16	1	9	-	9	6
高 松	16	-	10	-	10	6	大 泉 学 園 町	54	2	31	1	30	21
北 町	37	1	21	2	19	15							
田 柄	48	-	26	-	26	22							
光 が 丘	26	1	17	-	17	8							
旭 町	11	-	5	1	4	6							

注：(1)「病院」とは患者20人以上の収容施設を有するものをいう。
(2)「診療所」とは患者の収容施設を有しないもの、または20人未満の収容施設を有するものをいう。
資料：健康部生活衛生課

表146 医療従事者数

(隔年12月31日現在)

年		医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	看 護 師 等
平成	26 年	1,089	606	1,464	3,307
	28 年	1,115	582	1,525	3,313
令和	30 年	1,230	625	1,625	3,692
	2 年	1,261	641	1,767	4,033
	4 年	1,193	602	1,505	4,683

注：(1) 数値は、医師法第6条第3項、歯科医師法第6条第3項、薬剤師法第9条および保健師助産師看護師法第33条に基づく隔年12月31日現在の調査票届出数である。また、調査は2年毎に実施される。

(2) 医師、歯科医師、薬剤師については原則住所地に、医師、歯科医師、薬剤師以外については勤務地に届出を行う。

(3) 看護師等の欄は保健師、助産師、看護師、准看護師の従事者数の合計数である。

資料：健康部生活衛生課

表147 薬局数

(各年3月31日現在)

年		計	医 薬 品 製 造 を 行 う も の	医 薬 品 製 造 を 行 わ な い も の
平成	31 年	316	15	301
	令和	2 年	326	15
	3 年	330	14	316
	4 年	334	14	320
	5 年	336	13	323

資料：健康部生活衛生課

表148 医薬品販売業および医療機器販売業・賃貸業施設数

(各年3月31日現在)

年		医 薬 品 販 売 業	管 理 医 療 機 器 販 売 業	賃 貸 業	高 度 管 理 医 療 機 器 販 売 業	賃 貸 業
平成	31 年	98	991	408	284	204
	令和	2 年	100	996	411	293
	3 年	105	1,022	430	306	224
	4 年	107	1,025	420	325	239
	5 年	109	1,060	433	343	250

注：医薬品販売業は、配置販売業および卸売販売業を含まない。

資料：健康部生活衛生課

表149 毒物劇物販売業施設数

(各年3月31日現在)

年		一 般	農 業 用 品 目	特 定 品 目
平成	31 年	144	4	8
	令和	2 年	154	4
	3 年	159	4	7
	4 年	145	4	7
	5 年	142	4	7

資料：健康部生活衛生課

表150 食品衛生関係施設数

(1) 改正前食品衛生法第52条に規定する営業

(各年3月31日現在)

年	総数	飲食店営業									
		計	旅館、ホテル	バー、キャバレー	一般飲食店	すし屋	そば屋	仕出し屋	弁当屋	そう菜店	
平成31年	7,860	4,683	4	163	3,204	110	158	91	265	241	
令和2年	7,787	4,636	4	160	3,179	108	153	95	263	237	
3	7,711	4,585	4	151	3,144	99	151	98	258	239	
4	5,143	3,865	4	122	2,620	78	119	85	215	194	
5	4,085	3,056	3	88	2,051	61	85	64	178	166	

年	飲食店営業					菓子製造業				アイス クリーム類 製造業
	その他	計	店舗	自動販売機	自動車	計	パン製造業	生菓子製造業	その他	
平成31年	447	336	64	271	1	731	150	169	412	47
令和2年	437	336	67	267	2	734	150	160	424	53
3	441	316	64	250	2	719	150	148	421	56
4	428	233	55	176	2	621	130	128	363	52
5	360	174	44	128	2	501	110	102	289	46

年	乳関係営業			食肉関係営業				魚介関係営業		
	計	乳類販売業	その他	計	食肉処理業	食肉販売業	食肉製品製造業	計	魚介類販売業	魚肉練り製品製造業
平成31年	830	829	1	595	34	555	6	527	523	4
令和2年	813	812	1	591	36	550	5	518	515	3
3	793	792	1	610	35	569	6	521	518	3
4	1	-	1	157	30	123	4	120	117	3
5	1	-	1	133	26	105	2	101	99	2

年	食品の冷凍又は冷蔵業	氷雪販売業	食用油脂製造業	みそ製造業	ソース類製造業	豆腐製造業	清涼飲料水製造業	麺類製造業	そうざい製造業	添加物製造業
	平成31年	18	1	1	3	2	21	2	21	37
令和2年	18	-	1	3	2	19	2	20	36	2
3	21	-	1	3	2	18	2	17	42	2
4	16	-	1	3	1	11	2	15	40	2
5	11	-	1	1	1	9	1	8	36	2

年	酒類製造業	あん類製造業	缶詰又は瓶詰食品製造業
	平成31年	1	1
令和2年	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1

注：(1) 食品衛生法の改正に伴い、令和3年6月から営業許可制度が変更された。改正前の営業許可も満了日までは有効であるため、その施設数を掲載している。なお、令和3年6月以降は、法の改正後の許可施設数に順次移行している。

(2) 改正前食品衛生法に規定する営業のうち、区内に該当施設がないものについては項目名を掲載していない。

資料：健康部生活衛生課

182 衛生・環境

(2) 改正後食品衛生法第55条に規定する営業

(各年3月31日現在)

年	総数	飲食店営業							調理機能を有する自動販売機
		計	一般飲食店	集団給食	自動車	簡易	移動	臨時	
令和4年	948	797	705	54	32	1	-	5	5
	1,893	1,598	1,401	106	62	2	-	27	16
年	食肉関係営業				菓子製造業	魚介関係営業			アイスクリーム類製造業
	計	食肉処理業	食肉販売業	食肉製品製造業		計	魚介販売業	水産製品製造業	
令和4年	23	4	18	1	55	26	25	1	3
	48	8	38	2	119	41	39	2	4
年	乳製品製造業	清涼飲料製造業	食用油脂製造業	みそ又はしょうゆ製造業	酒類製造業	豆腐製造業	麺類製造業	そうざい製造業	冷凍食品製造業
令和4年	-	-	-	1	-	6	1	19	2
	-	1	-	2	-	6	7	36	3
年	漬物製造業	密封包装食品製造業	食品の小分け業	添加物製造業					
					計				
令和4年	5	2	3	-					
	7	2	3	-					

注：食品衛生法の改正に伴い、令和3年6月から営業許可制度が変更されたため、変更後の数値を記載している。
資料：健康部生活衛生課

(3) 改正後食品衛生法第57条に規定する営業等(営業届出業種、公衆衛生に与える影響が少ない営業)

(各年3月31日現在)

年	総数	魚介類販売業 (包装)	食肉販売業 (包装)	乳類販売業	冰雪販売業	カップ式 自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	弁当販売業
令和4年	2,327	144	181	448	-	69	16
5	2,488	103	134	384	-	103	28
年	野菜果物 販売業	米穀類販売業	通信販売・ 訪問販売	コンビニ エンスストア	百貨店、 総合スーパー	自動販売機 による販売業	その他 食料・飲料 販売業
令和4年	69	19	3	212	129	80	499
5	86	22	5	231	142	95	622
年	添加物製造 ・加工業	いわゆる 健康食品の 製造・加工業	コーヒー 製造 ・加工業	農産保存 食料品製造 ・加工業	調味料製造 ・加工業	糖類製造 ・加工業	精穀 ・製粉業
令和4年	-	4	11	4	11	-	17
5	-	4	23	5	17	-	17
年	製茶業	海藻製造 ・加工業	卵選別 包装業	その他 食料品製造 ・加工業	行商	集団給食 施設	器具容器包装 の製造 ・加工業 (合成樹脂製に限る。)
令和4年	5	3	1	22	7	286	1
5	5	4	1	35	11	324	2
年	露店、仮設店舗等に おける飲食の提供のうち、 営業とみなされないもの	その他の 営業届出業種	公衆衛生に与える 影響が少ない営業				
令和4年	-	3	83				
5	2	3	80				

- 注：(1) 食品衛生法の改正に伴い、令和3年6月から新たに「営業届出業種」が創設された。
 (2) 「自動販売機による販売業」は、カップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)および営業許可の対象となる自動販売機を除く。
 (3) 「添加物製造・加工業」は、食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。
 (4) 「コーヒー製造・加工業」は、コーヒー飲料の製造を除く。

資料：健康部生活衛生課

(4) 食品製造業等取締条例(東京都)に規定する営業

(各年3月31日現在)

年		総数	行商	つけ物製造業	製菓材料等製造業	粉末食品製造業	そうめん等半製品製造業	調味料等製造業
平成	31年	1,359	2	26	2	5	5	10
令和	2年	1,379	3	27	2	6	5	9
	3	1,414	1	27	2	6	4	11
	4	-	-	-	-	-	-	-
	5	-	-	-	-	-	-	-

年		魚介類加工業	食料品等販売業			卵選別包装業	給食	
			計	店舗	その他		計	学校・幼稚園
平成	31年	7	818	788	30	9	475	105
令和	2年	7	820	791	29	9	491	105
	3	7	829	796	33	9	518	105
	4	-	-	-	-	-	-	-
	5	-	-	-	-	-	-	-

年		給食						
		病院・診療所	工場・事業所	児童福祉施設	社会福祉施設	ボランティア給食	その他	給食(届出以外)
平成	31年	14	3	203	71	8	11	60
令和	2年	16	3	219	70	8	11	59
	3	17	2	235	77	9	12	61
	4	-	-	-	-	-	-	-
	5	-	-	-	-	-	-	-

注：食品衛生法の改正に伴い、令和3年6月に食品製造業等取締条例が廃止されたため、集計しなくなった。
資料：健康部生活衛生課

(5) 東京都ふぐの取扱規制条例に規定する営業(改正前食品衛生法等に規定する営業施設)

(各年3月31日現在)

年		総数	ふぐ取扱所	ふぐ加工製品取扱施設
平成	31年	184	48	136
令和	2年	180	42	138
	3	179	40	139
	4	138	28	110
	5	22	22	-

注：東京都ふぐの取扱い規制条例の改正により、ふぐ加工製品取扱施設については令和4年度から届出を要しなくなったため、集計をしない。
資料：健康部生活衛生課

(6) 東京都ふぐの取扱規制条例に規定する営業(改正後食品衛生法等に規定する営業施設)

(各年3月31日現在)

年		総数	ふぐ取扱所	ふぐ加工製品取扱施設
令和	4年	40	8	32
	5	13	13	-

注：東京都ふぐの取扱い規制条例の改正により、ふぐ加工製品取扱施設については令和4年度から届出を要しなくなったため、集計をしない。
資料：健康部生活衛生課

(7) 改正前練馬区食品衛生法施行規則第9条に規定する営業

(各年3月31日現在)

年		総数	許可を要しない食品製造業	許可を要しない食品販売業	食器具容器包装	おもちゃ製造・販売業	添加物販売業	乳さく取業
平成	31年	3,820	112	3,539	85	60	23	1
令和	2年	3,820	112	3,539	85	60	23	1
	3	3,820	112	3,539	85	60	23	1
	4	-	-	-	-	-	-	-
	5	-	-	-	-	-	-	-

注：(1) 食品衛生法の改正に伴い、練馬区食品衛生法施行規則が改正されたため、集計しなくなった。
(2) 改正前練馬区食品衛生法施行規則第9条に規定する営業は、届出のみを要し、許可を要しない営業である。
資料：健康部生活衛生課

表151 環境衛生監視対象施設数

(各年3月31日現在)

年			総数	理容所	美容所	クリーニング	公衆浴場	旅館業
平成 令和	31	年	10,355	385	869	410	85	9
	2	年	10,355	370	848	406	82	11
	3		10,160	361	851	379	80	11
	4		10,111	348	846	369	74	11
	5		10,083	336	836	358	75	12

年			興行場	プール	水道施設	墓地等	コインランドリー	小規模受水槽	その他
平成 令和	31	年	10	152	816	141	97	7,257	124
	2	年	10	150	817	141	107	7,257	156
	3		7	150	795	141	110	7,125	150
	4		7	150	784	141	116	7,110	155
	5		7	152	771	141	119	7,116	160

資料：健康部生活衛生課

表152 主要死因別死亡数

年			総数	悪性新生物 (がん等)					
				計	食道	胃	結腸	直腸・ 直腸S状結腸 移行部	肝・肝内胆管
平成 令和	30	年	6,134	1,796	64	209	187	62	114
	元	年	6,204	1,826	57	209	191	72	118
	2		6,348	1,794	64	179	183	62	110
	3		6,550	1,703	63	169	159	61	98
	4		7,397	1,802	50	196	161	67	97

年			悪性新生物 (がん等)						
			胆のう・ その他の胆道	膵	気管・ 気管支・ 肺	乳房	子宮	白血病	その他
平成 令和	30	年	95	174	342	79	46	32	392
	元	年	82	167	354	72	41	43	420
	2		84	189	343	112	44	41	383
	3		72	170	348	80	44	39	400
	4		66	196	376	94	40	41	418

年			結核	糖尿病	心疾患	高血圧性疾患	脳血管疾患	肺炎	喘息
平成 令和	30	年	8	73	878	38	468	406	6
	元	年	8	60	915	32	442	393	4
	2		9	62	959	27	491	316	7
	3		11	60	958	39	454	313	2
	4		14	70	1,077	48	490	338	5

年			肝疾患	腎不全	老衰	不慮の事故	自殺	その他の全死因
平成 令和	30	年	95	99	440	156	105	1,566
	元	年	88	107	571	144	99	1,515
	2		102	96	625	158	86	1,616
	3		90	120	747	165	120	1,768
	4		106	111	922	208	106	2,100

資料：健康部保健予防課

表153 一、二、三類感染症発生件数（全数把握対象疾患）

年	総数	一類感染症	二類感染症		三類感染症				
			結核	その他	コレラ	細菌性赤痢	腸管出血性大腸菌感染症	腸チフス	パラチフス
平成30年 令和元年度 2 3 4	135	-	119	-	-	1	15	-	-
	154	-	143	-	-	-	11	-	-
	76	-	70	-	-	-	6	-	-
	75	-	58	-	-	-	17	-	-
	109	-	91	-	-	-	18	-	-

注：(1) 一類感染症の値は、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱の発生件数(疑似症患者も含む)の合計値である。
 (2) 結核の値には、疑似症患者も含む。
 (3) 二類感染症のうちその他の値は、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス族MERSコロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)の発生件数(一部疑似症患者も含む)の合計値である。

資料：健康部保健予防課

表154 四、五類感染症発生件数（全数把握対象疾患）

年	総数	全数届出四類・五類感染症（届出のあった疾病のみ）					
		E型肝炎	A型肝炎	つつが虫病	デング熱	類鼻疽	レジオネラ症
平成30年 令和元年度 2 3 4	173	-	8	-	-	-	3
	145	3	5	-	-	-	3
	49	-	-	1	-	1	8
	34	3	-	-	-	-	4
	43	5	-	-	-	-	2

年	全数届出四類・五類感染症（届出のあった疾病のみ）	全数届出四類・五類感染症（届出のあった疾病のみ）				
		アメーバ赤痢	ウイルス性肝炎(A型・E型を除く)	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く)	急性脳炎
平成30年 令和元年度 2 3 4	5	-	4	2	1	1
	-	4	3	1	1	-
	1	1	-	-	-	-
	1	-	-	-	1	-
	3	-	1	-	-	-

年	全数届出四類・五類感染症（届出のあった疾病のみ）	全数届出四類・五類感染症（届出のあった疾病のみ）				
		クロイツフェルト・ヤコブ病	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	後天性免疫不全症候群	ジアルジア症	侵襲性インフルエンザ菌感染症
平成30年 令和元年度 2 3 4	1	2	5	-	3	17
	-	1	2	1	2	15
	1	3	8	-	-	7
	-	1	7	-	2	3
	1	-	2	1	-	6

年	全数届出四類・五類感染症（届出のあった疾病のみ）	全数届出四類・五類感染症（届出のあった疾病のみ）				
		水痘(入院例に限る)	梅毒	播種性クリプトコックス症	百日咳	風しん
平成30年 令和元年度 2 3 4	-	10	1	69	40	1
	1	21	-	47	26	9
	-	9	1	8	-	-
	-	12	-	-	-	-
	-	20	-	1	1	-

注：(1) 急性弛緩性麻痺は平成30年5月1日より全数把握対象疾患に指定された。
 (2) 百日咳は平成30年1月1日より定点把握対象疾患から全数把握対象疾患に指定された。

資料：健康部保健予防課

表155 生活習慣病予防

(1) 区民健康診査等受診者数

年 度	30歳代国民健康保険健康診査		国民健康保険特定健康診査		医療保険未加入者健康診査		75歳後期高齢者国民健康保険健康診査		国民健康保険特定保健指導		医療保険未加入者特定保健指導		一般胸部エックス線検査		肝炎ウイルス検診	
	平成30年度 令和元年度 2 3 4	7,823	38,966	4,121	3,380	43,170	879	23	66,693	9,762						
	7,354	37,735	4,056	2,788	43,209	606	18	65,071	9,271							
	7,544	34,302	3,829	2,189	41,351	880	16	61,542	8,787							
	7,186	36,445	3,780	3,039	42,291	889	25	64,275	8,414							
	6,041	34,754	3,901	4,087	43,367	685	12	66,078	7,735							

資料：健康部健康推進課、区民部国保年金課

(2) がん検診受診者数

年 度	胃 が ん 検 診		子 宮 が ん 検 診		乳 が ん 検 診
	エックス線検査	内視鏡検査	頸 が ん	体 が ん	
平成 30 年度	19,795	733	15,802	4,244	16,928
令和 元 年度	10,905	5,527	17,125	4,331	16,937
2	8,619	5,367	17,136	4,199	15,455
3	8,796	6,890	18,177	4,537	17,534
4	5,393	7,306	18,271	4,338	13,379

年 度	肺 が ん 検 診		大 腸 が ん 検 診	前 立 腺 が ん 検 診
	胸部エックス線	喀痰細胞診		
平成 30 年度	27,528	1,667	61,667	764
令和 元 年度	26,008	1,660	53,942	736
2	22,988	1,237	49,746	629
3	25,207	1,244	52,917	684
4	22,071	914	52,816	708

注：胃がん検診は、平成30年度からエックス線検査と内視鏡検査の2項目になった。
資料：健康部健康推進課

表156 休日急患診療事業等実施状況

年 度	練馬 休 日 急 患 診 療 所			練馬 つ つ じ 歯 科 休 日 急 患 診 療 所			
	昼間(休日)	準 夜 間	練馬区夜間救急 こどもクリニック (再掲)	歯科休日 急患診療	心身障害者(児) ・要介護高齢者 歯科診療	心身障害者 (児) 歯科相談	摂食・えん下 リハビリテーション 外来および訪問診療
平成 30 年度	5,816	4,837	3,986	503	2,372	59	252
令和 元 年度	5,613	4,571	3,774	702	2,459	89	228
2	935	994	839	404	1,821	117	182
3	1,466	1,525	1,430	393	2,230	136	217
4	2,151	2,085	1,658	415	2,200	153	198

年 度	練馬区 休 日 ・ 夜 間 薬 局		石 神 井 休 日 急 患 診 療 所		石 神 井 休 日 夜 間 薬 局	
	昼間(休日)	準 夜 間	昼間(休日)	準 夜 間 (土・休日)	昼間(休日)	準 夜 間 (土・休日)
平成 30 年度	5,285	4,283	4,891	2,432	4,467	2,302
令和 元 年度	5,188	4,039	5,014	2,382	4,657	2,205
2	1,012	830	978	447	957	401
3	1,531	1,303	1,519	679	1,497	631
4	2,120	1,863	2,156	1,188	2,126	1,125

年 度	小 児 初 期 救 急 医 療 事 業			輪 番 制		
	順 天 堂 練馬病院	練 馬 光が丘病院	島 村 記念病院	医 科 休日診療	歯 科 休日診療	柔 道 整 復 施 術
平成 30 年度	1,009	2,576	159	4,888	162	473
令和 元 年度	762	2,281	211	5,064	310	562
2	371	603	144	2,973	136	343
3	519	964	204	2,920	136	387
4	836	974	301	2,665	182	406

注：練馬区夜間救急こどもクリニック(再掲)は、準夜間帯および年末年始昼間の0～15才の数値で、練馬休日急患診療所の昼間(休日)および準夜間の数値に含まれる。
資料：地域医療担当部地域医療課

表157 予防接種実施状況

(1) 定期予防接種の実施数

年 度	D P T - I P V (四種混合)	D P T (三種混合)	D T (二種混合)	不活化ポリオ (急性灰白髄炎)	R (麻しん風しん混合)	水 痘 (みずぼうそう)
	接種回数 4 回	接種回数 4 回	接種回数 1 回	接種回数 4 回	接種回数 2 回	接種回数 2 回
平成 30 年度	23,381	4	3,899	93	11,292	11,457
令和 元 年度	22,494	-	3,842	23	11,342	11,157
2	21,806	4	4,450	9	11,433	11,477
3	20,575	4	4,471	9	10,632	10,341
4	19,793	1	3,915	2	10,658	9,779

年 度	日本脳炎	B C G (結核)	子宮頸がん (HPV感染症)	子宮頸がん (HPV感染症) キャッチアップ	H i b (ヒブ)	小児用 肺炎球菌
	接種回数 4 回	接種回数 1 回	接種回数 3 回	接種回数 3 回	接種回数 4 回	接種回数 4 回
平成 30 年度	25,641	5,739	140	-	22,888	22,935
令和 元 年度	24,433	5,559	346	-	21,512	22,067
2	24,793	5,518	1,352	-	21,811	21,315
3	13,587	5,056	3,925	-	20,221	20,182
4	26,308	4,960	4,019	3,681	19,913	19,935

年 度	B 型 肝 炎	ロタウイルス	高 齢 者 インフルエンザ	高 齢 者 用 肺炎球菌	風しん抗体検査	風しん予防 ワクチン接種
	接種回数 3 回	接種回数 2 回 もしくは 3 回	接種回数 1 回	接種回数 1 回	1 回 助 成	接種回数 1 回
平成 30 年度	16,951	-	70,730	7,277	-	-
令和 元 年度	16,071	-	75,054	3,833	6,351	1,332
2	15,755	4,840	106,849	4,843	8,234	1,585
3	15,040	11,456	88,649	6,213	4,960	1,139
4	14,701	11,170	104,739	5,444	3,653	633

注：(1) 接種回数は標準的な接種回数である。
 (2) 風しん予防接種を受ける機会がなかった昭和37年(1962年)4月2日から昭和54年(1979年)4月1日の間に生まれた男性を対象に、風しんの定期予防接種を実施している。
 (3) ロタウイルスは令和2年度から定期予防接種を実施している。
 (4) 子宮頸がん(HPV感染症)は、令和4年度より定期接種機会を逃した方へのキャッチアップ接種を実施している。

資料：健康部保健予防課

(2) 任意予防接種の実施数

年 度	麻しん風しん混合 未接種者対策事業	おたふくかぜ	風しん抗体検査	風しん予防 ワクチン接種	高 齢 者 用 肺炎球菌
	最大 2 回まで 助成	接種回数 1 回	1 回 助 成	接種回数 1 回	接種回数 1 回
平成 30 年度	316	5,727	4,682	1,929	1,624
令和 元 年度	215	5,642	2,113	1,424	-
2	158	5,732	1,305	1,087	-
3	99	4,652	1,220	1,020	-
4	88	5,225	1,101	981	-

注：(1) 本表の実施延人員は、区の助成により実施した任意予防接種の実績である(全額自己負担による接種者は含まない)。
 (2) 接種回数は標準的な接種回数である。
 (3) 高齢者用肺炎球菌の任意予防接種の助成は、平成30年度をもって終了した。

資料：健康部保健予防課

表158 犬の登録等件数

年 度	犬 の 登 録 数	犬の鑑札交付・再交付・交換数	狂犬病予防注射	咬 傷 事 故
平成 30 年度	25,280		2,135	19,419
令和 元 年度	25,120		2,382	18,928
2	25,092		2,692	18,459
3	25,507		2,814	19,179
4	25,977		605	19,128

注：動物愛護管理法の改正に伴い、令和4年6月以降、犬の鑑札交付・再交付・交換数の集計は行っていない。

資料：健康部生活衛生課

表159 リサイクル事業実施状況

(1) 事業状況

年 度	家庭用コンポスト化容器・電気式生ごみ処理機		リサイクルマーケット 開 催 (支援事業)	大型生活用品リサイクル情報掲示板 (リサイクル情報の提供件数)				集 団 回 収 登 録 団 体 数
	あ っ せ ん	購 入 費 助 成		譲 (渡)		譲 (受)		
				提 供	成 立	提 供	成 立	
平成 30 年度	5	100	89	249	130	27	1	636
令和 元 年度	5	103	79	241	113	24	-	654
2	5	319	41	172	78	14	1	660
3	2	-	9	137	58	10	2	659
4	3	-	45	118	55	9	2	655

注：集団回収登録団体数は各年度末現在の、それ以外の項目は各年度における数値である。

資料：環境部清掃リサイクル課

(2) 資源別回収量

年 度 お よ び 事 業 名	総 量	紙 類					古 布
		新 聞	雑 誌 ・ 雑 紙	ダン ボ ー ル	紙 パ ッ ク		
平成 30 年度	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
令和 元 年度	40,081,666	7,076,856	8,623,336	7,764,452	40,343	1,007,439	
2	40,178,481	6,412,382	8,862,031	8,032,827	35,368	1,064,302	
3	42,310,643	5,338,060	8,811,082	9,854,343	37,729	1,031,913	
4	41,642,589	5,360,837	8,053,423	9,972,515	35,655	1,024,034	
4	41,115,413	5,223,293	7,536,912	9,922,068	30,622	960,985	
集 団 回 収	8,501,089	3,349,833	2,258,982	2,213,158	11,872	430,535	
集 積 所 回 収	20,459,180	1,873,460	5,277,930	7,708,910	18,750	-	
街 区 路 線 回 収	9,612,870	-	-	-	-	-	
公 共 施 設 抛 点 回 収	578,553	-	-	-	-	530,450	
販 売 店 回 収	61,638	-	-	-	-	-	
粗 大 回 収	706,773	-	-	-	-	-	
不 燃 回 収	1,195,310	-	-	-	-	-	

年 度 お よ び 事 業 名	缶		び ん		ペ ッ ト ボ ト ル	乾 電 池
	ス チ ー ル	ア ル ミ	リ タ ー ナ ブ ル	ワ ン ウ ェ イ		
平成 30 年度	kg	kg	kg	kg	kg	kg
令和 元 年度	1,052,041	1,013,449	431,584	4,623,054	2,298,645	88,236
2	1,109,513	1,015,590	405,537	4,560,711	2,353,815	89,803
3	1,232,071	1,116,531	430,115	5,051,279	2,580,450	91,639
4	1,196,517	1,093,775	412,952	4,884,554	2,673,855	91,893
4	1,051,350	1,108,268	383,680	4,629,680	2,667,905	87,809
集 団 回 収	84,438	143,537	38	-	-	-
集 積 所 回 収	-	-	-	-	-	-
街 区 路 線 回 収	966,912	964,731	383,642	4,629,680	2,667,905	-
公 共 施 設 抛 点 回 収	-	-	-	-	-	26,171
販 売 店 回 収	-	-	-	-	-	61,638
粗 大 回 収	-	-	-	-	-	-
不 燃 回 収	-	-	-	-	-	-

年 度 お よ び 事 業 名	容 器 包 装	廃 食 用 油	金 属 類	小 型 家 電	ふ と ん	蛍 光 管
	プ ラ ス チ ッ ク					
平成 30 年度	kg	kg	kg	kg	kg	kg
令和 元 年度	5,088,560	18,172	829,235	4,419	121,100	745
2	5,192,465	18,408	894,409	3,918	126,810	592
3	5,625,180	18,103	949,389	5,931	108,210	28,618
4	5,722,100	17,344	964,680	12,410	106,055	19,990
4	5,580,130	15,951	1,343,509	481,421	56,690	35,140
集 団 回 収	-	-	8,696	-	-	-
集 積 所 回 収	5,580,130	-	-	-	-	-
街 区 路 線 回 収	-	-	-	-	-	-
公 共 施 設 抛 点 回 収	-	15,951	-	5,981	-	-
販 売 店 回 収	-	-	-	-	-	-
粗 大 回 収	-	-	650,083	-	56,690	-
不 燃 回 収	-	-	684,730	475,440	-	35,140

注：(1) 蛍光管は、令和2年度から公共施設拠点回収を終了し、不燃回収分の資源化を開始した。

(2) 金属類・小型家電は、令和4年3月から不燃回収分の資源化を開始した。

資料：環境部清掃リサイクル課

表160 ごみ量およびし尿収集量

年 度	ご み 量				し 尿	
	総 量	可 燃	不 燃	粗 大	対 象 戸 数	収 集 量
	t	t	t	t		t
平成 30 年度	127,157	117,638	4,961	4,558	114	98
令和 元 年度	129,202	119,310	5,040	4,851	113	90
2	133,307	122,406	5,425	5,476	113	72
3	128,638	118,379	4,676	5,583	113	75
4	123,025	114,819	2,723	5,483	109	75

注：(1) し尿の対象戸数は各年度末現在の、それ以外の項目は各年度における数値である。
 (2) 粗大ごみの量は、資源化および再利用化分を除いた数値である。
 資料：環境部清掃リサイクル課

図32 資源別回収量の推移【表159関連】

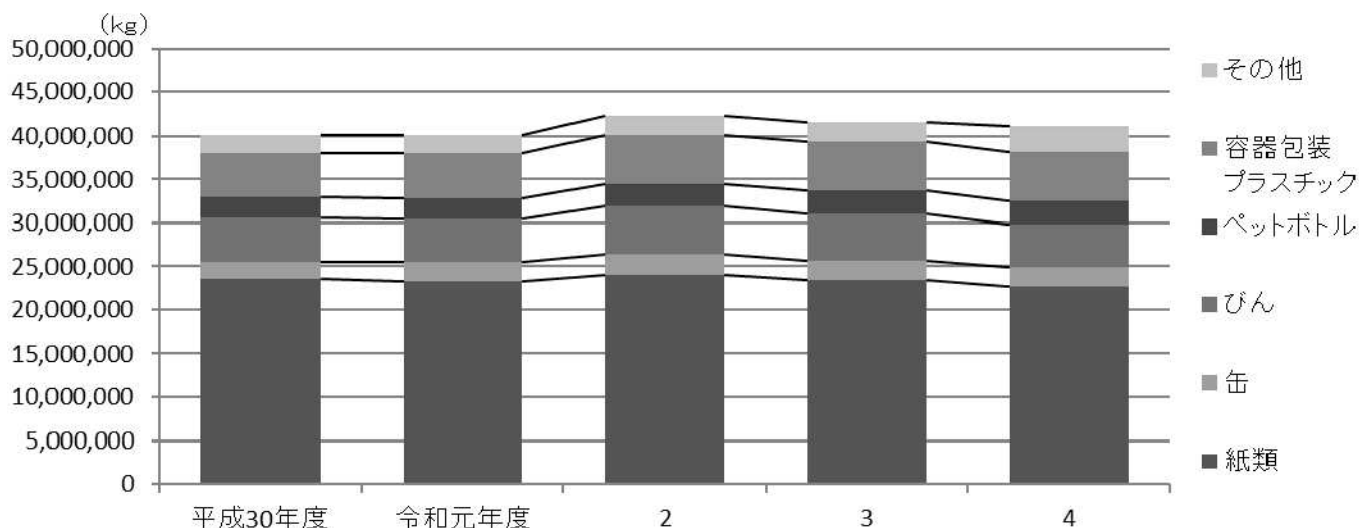


図33 ごみ量の推移【表160関連】

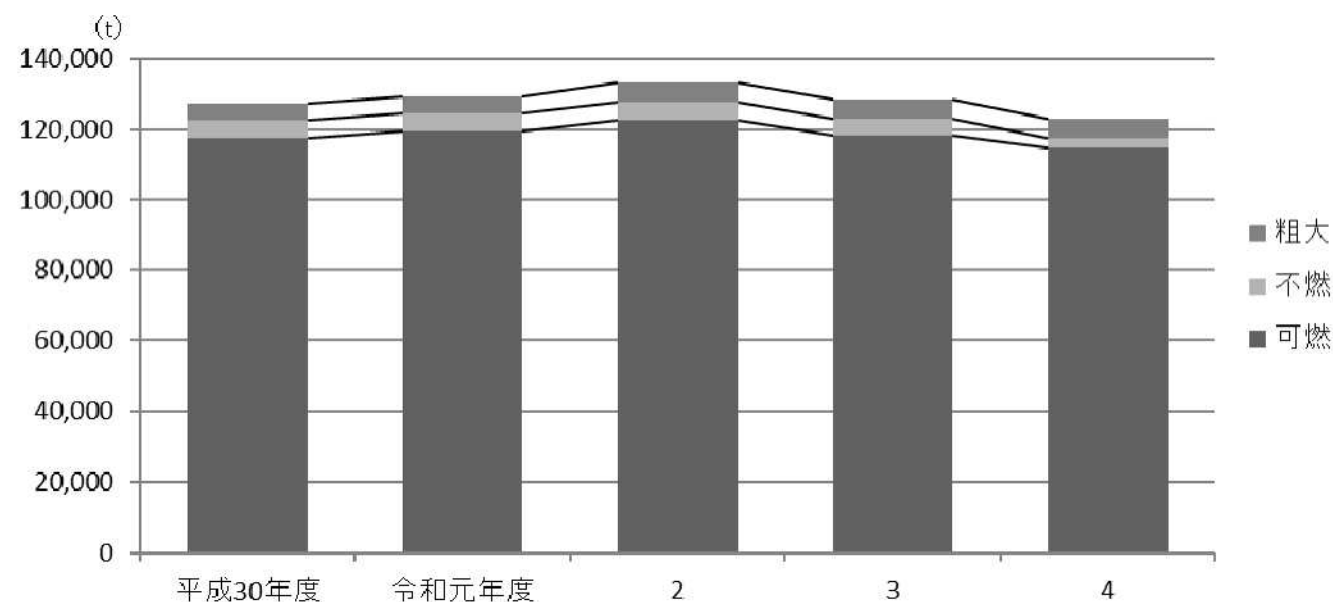


表161 そ族昆虫駆除等対策実施状況

年 度	苦 情 ・ 相 談 件 数	衛 生 害 虫 等		蜂 駆 除 (除 去 巣 数)		ユスリカ駆除 (延 個 所 数) 卵塊除去
		駆 除 件 数	駆 除 箇 所 数	スズメバチ	アシナガ バチ 他	
平成 30 年度	1,525	10	2,194	368	113	122
令和 元 年度	1,702	10	3,197	690	7	104
2	2,037	9	3,665	594	13	176
3	1,954	10	3,380	651	62	107
4	2,245	9	3,117	661	91	108

年 度	ね ず み 駆 除		水 害 時 消 毒	
	殺 剤 配 布 数	殺 剤 配 布 戸 数	発 生 回 数	件 数
平成 30 年度	6,250	6,185	1	63
令和 元 年度	5,982	5,982	-	-
2	5,816	5,816	-	-
3	6,055	6,055	-	-
4	5,465	5,465	-	-

注：(1) 蜂駆除対策のアシナガバチ他には、ミツバチも含まれている。

(2) 殺そ剤(袋)の数は、配布戸数に窓口での配布数を加えたものである。

資料：健康部生活衛生課、土木部維持保全担当課

表162 大気汚染状況

年 度	オ キ シ ダ ン ト	二 酸 化 窒 素	浮 遊 粒 子 状 物 質
	ppm	ppm	mg/m ³
平成 30 年度	0.032	0.014	0.020
令和 元 年度	0.032	0.013	0.015
2	0.034	0.013	0.015
3	0.034	0.012	0.012
4	0.033	0.012	0.014

注：数値は練馬区豊玉北測定室で測定された年度平均値である。

資料：環境部環境課

表163 河川の水質測定結果

測定地点		年 度		水素イオン濃度 (p H)	溶 存 酸 素 量 (D O)	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (B O D)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (C O D)	浮 遊 物 質 量 (S S)
石	溜 淵 橋	平成 令和	30 年度	7.0	9.6	2.8	3.6	6.0
			元 年度	6.5	10.2	0.8	2.5	7.8
			2	6.9	9.1	0.8	1.0	1.0
			3	6.9	10.1	0.6	0.8	1.0
4	6.9	12.0	0.5	1.7	6.0			
神	南 田 中 橋	平成 令和	30 年度	7.7	9.2	1.4	2.9	12.0
			元 年度	6.9	9.9	0.8	1.8	18.8
			2	7.3	6.8	16.6	18.4	122.5
			3	7.1	11.0	0.9	1.2	7.0
4	7.1	12.3	0.5	1.4	3.0			
川	栗 原 橋	平成 令和	30 年度	7.9	11.0	0.9	2.0	2.0
			元 年度	7.7	10.8	0.6	1.3	2.0
			2	8.3	11.5	0.9	1.3	1.5
			3	7.7	11.6	0.7	10.5	7.0
4	8.0	12.1	0.6	1.6	3.5			
白	大 泉 氷 川 橋	平成 令和	30 年度	8.0	10.7	9.7	7.9	12.8
			元 年度	7.7	11.3	0.9	1.7	3.0
			2	8.1	10.8	1.2	1.7	5.0
			3	7.4	11.0	0.7	0.8	3.5
4	7.7	11.9	0.5	2.0	4.5			
川	新 東 埼 橋	平成 令和	30 年度	8.0	10.8	1.3	3.0	4.0
			元 年度	8.0	11.3	0.9	2.0	1.3
			2	8.5	11.7	1.0	1.9	1.5
			3	8.1	11.8	1.0	1.4	3.0
4	8.5	11.7	0.8	3.2	10.5			

注：(1) 数値は年度平均値である。

(2) 令和2年度における南田中橋の生物化学的酸素要求量と浮遊物質量の数値は、令和2年9月の豪雨の影響により高い値となった。

資料：環境部環境課

表164 光化学スモッグ発生回数および被害者数

年 度		警 報 発 令 回 数	注 意 報 発 令 回 数	学 校 情 報 発 令 回 数	被 害 者 数
平成 令和	30 年度	-	4	16	-
	元 年度	-	5	8	-
	2	-	5	10	-
	3	-	3	10	-
4	-	7	14	-	

資料：環境部環境課

表165 公害苦情受付件数

年 度	受 付 件 数	現 象 別							
		ば い 煙	粉 じ ん	有 害 ガ ス + 悪 臭	騒 音	振 動	水 質 汚 濁	そ の 他	
平成 令和	30 年度	204	9	28	30	119	54	-	16
	元 年度	200	10	33	35	135	50	-	3
	2	273	9	30	40	184	65	-	13
	3	247	13	30	28	159	73	-	13
4	255	8	36	33	167	59	-	12	

注：現象別の件数は、1つの苦情が2つ以上の現象にまたがる場合、それぞれの現象ごとに1件として計上している。

そのため、受付件数と現象別の合計が合わない場合がある。

資料：環境部環境課